

奄美市漁業担い手育成支援事業補助金交付要綱(平成27年4月1日告示第78号)

最終改正:令和2年3月31日告示第44号

改正内容:令和2年3月31日告示第44号[令和2年3月31日]

(趣旨)

第1条 市長は、意欲のある漁業就業者の育成を促進し、奄美市水産業の振興と後継者の確保を図るため、新規漁業就業者又は新規雇用を行う補助対象業種(第3条第2号イに掲げる業種をいう。)の企業(独立して経済活動を行う経済の単位であって、法人であることを問わず、国及び地方公共団体が出資し、又は経営するものを除く。以下同じ。)の経営者に対し予算の範囲内において奄美市漁業担い手育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則(平成18年奄美市規則第40号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規労働者 雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の企業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である労働契約を締結し、雇い入れられる者をいう。
- (2) 非正規労働者 雇用期間の定めのある雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の企業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である労働契約を締結し、雇い入れられる者をいう。
- (3) 正組合員の資格 名瀬漁業協同組合又は奄美漁業協同組合笠利本所若しくは住用支所における正組合員の資格をいう。

(補助金交付の対象となる者の要件)

第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる補助の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 独立型補助及び水揚げ手数料補助 次の各号のいずれにも該当する者
 - ア 正組合員の資格を有する者であること。
 - イ 正組合員の資格を有した日において、年齢が65歳以下であり、以後1年以上漁業活動に従事していること。
 - ウ 正組合員の資格を有した日から起算して、3年以内の者であること。
 - エ 本人又は所属船の年間水揚げ金額が60万円以上であること。
 - オ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。ただし、水揚げ手数料補助はこの限りでない。
 - カ 正組合員の資格を有した翌年の1月1日現在で、奄美市に住所を有すること。
 - キ 名瀬漁業協同組合又は奄美漁業協同組合の組合長が、補助対象者と認める者であること。
 - ク 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (イ) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。
 - (エ) アからウまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体。
- (2) 雇用型補助 次の各号のいずれにも該当する企業の経営者
 - ア 正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行い、又は行おうとする企業の経営者であること。
 - イ 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)の中分類03-漁業(水産養殖業を除く)を営んでいること。
 - ウ 当該企業が過去に同一の被雇用者を雇用し、この補助金の交付を受けていないこと。
 - エ 当該年度において奄美市企業立地等促進条例(平成18年奄美市条例第127号)第10条の規定による雇用奨励金の支給対象となっていないこと。
 - オ 前号クに該当しないこと。
 - カ 次のいずれにも該当する被雇用者を雇用していること。
 - (ア) 雇用を開始した翌年の1月1日現在で、奄美市に住所を有すること。
 - (イ) 第5条の規定により申請ができる期間の初日において、正規労働者として企業に雇用されている者で、雇用開始から1年を経過したもの、又は雇用開始から11月を経過し、かつ、1年以上の雇用が確実に見込まれる者
 - (ウ) 正規労働者となった日において、年齢が60歳以下であり、当該正規労働者となった日から3年未満の者(非正規労働者であった期間がある者については、当該期間が3年未満である者に限る。)
 - (エ) 奄美市高卒ルーキー雇用奨励補助金交付要綱(平成23年奄美市告示第52号)第3条第3号から第5号までの要件に該当すること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより、交付する。

- (1) 独立型補助又は雇用型補助 1人当たり20万円
- (2) 水揚げ手数料補助 名瀬漁業協同組合並びに奄美漁業協同組合笠利本所及び住用支所に係る水揚げ金額の5%に相当する額(当該額は1年度当たり5万円を超える場合にあっては5万円)。ただし、正組合員の資格を有し、独立型補助の申請をした日の属する年度からその翌々年度のうち、奄美市に住所を有する期間に限る。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、各年の3月1日から3月末日まで又は9月1日から9月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 独立型及び水揚げ手数料補助 次に掲げる書類
 - ア 奄美市漁業担い手育成支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)
 - イ 正組合員の資格の取得日が確認できる書類
 - ウ 本人又は所属船の水揚げ金額が確認できる書類
 - エ 住民票
 - オ 市税その他本市に納付すべき債務を滞納していないことを証する書類
 - カ 名瀬漁業協同組合又は奄美漁業協同組合の同意書(独立型補助の申請に限る。)(別記第2号様式)
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 雇用型補助 次に掲げる書類
 - ア 奄美市漁業担い手育成支援事業補助金交付申請書
 - イ 新規の被雇用者一覧
 - ウ 新規の被雇用者を雇い入れた際の雇用契約書又は雇入通知書の写し及び本人の確認書
 - エ 新規の被雇用者の雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)の写し
 - オ 新規の被雇用者を雇い入れた日から交付申請書提出日までの勤務状況及び賃金の支払状況を確認できる書類
 - カ 新規の被雇用者の住民票
 - キ 企業及びその経営者が市税その他本市に納付すべき債務を滞納していないことを証する書類
 - ク その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定及び確定し、奄美市漁業担い手育成支援事業補助金交付決定兼確定通知書(別記第3号様式)を当該申請者に交付するものとする。この場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定通知の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 補助事業の実施方法が不相当と認めるとき。
- (3) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月4日告示第24号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第44号)

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。